

議案第28号

大田原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月6日提出

大田原市長 相馬 憲一

大田原市介護保険条例の一部を改正する条例

大田原市介護保険条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「大田原市が行う介護保険」を「総則」に改める。

第1章の章名を次のように改める。

第1章 総則

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「大田原市」を「本市」に改める。

第3条第2項を次のように改める。

- 2 第1号被保険者に係る前項各号の保険料額は、第11条に規定する申告のほか、法第202条第1項又は第203条の規定による必要な調査に基づき決定する。ただし、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税が課されていない者に該当するか否か明らかでない場合にあっては、その明らかでない間の保険料額は、前項第1号の額を適用する。

第3条第3項及び第4項を削る。

第4条第3項中「、又は」を「又は」に、「すべて」を「全て」に改める。

第5条第1項中「、当該」を「、第1号」に、「月割り」を「月割」に改め、同条第2項中「当該」の次に「第1号」を加え、「月割り」を「月割」に改め、同条第3項中「同号口」を「口」に、「月割り」を「月割」に改め、「算定した当該」の次に「第1号」を加え、「算定した額」を「算定した保険料の額」に改める。

附則に次の2条を加える。

（令第39条第5項から第7項までの規定による令和4年度及び令和5年度における保険料率の特例）

第16条 第3条第1項第1号から第3号までに掲げる者の令和4年度及び令和5年度における保険料率は、同項第1号から第3号までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第3条第1項第1号に掲げる者 21,600円
- (2) 第3条第1項第2号に掲げる者 36,000円
- (3) 第3条第1項第3号に掲げる者 50,400円

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第17条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規

定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が0円を下回る場合には、0円とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。ただし、附則第17条の改正規定は、令和3年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の大田原市介護保険条例（以下「新条例」という。）の介護保険料に関する規定（附則第17条の規定を除く。）は、令和4年度以後の年度分の介護保険料について適用し、令和3年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。ただし、新条例のうち附則第17条の規定は、令和3年度以後の年度分の介護保険料について適用し、令和2年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。